

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和4年度財政援助団体等監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和5年10月2日

豊島区監査委員  
同  
同  
同

奥 島 正 信  
中 川 貞 枝  
鈴 木 善 和  
中 澤 雅 之

5 豊総総発第 503 号  
令和 5 年 8 月 17 日

豊島区監査委員 様

豊島区長 高 際 み ゆ き

令和 4 年度財政援助団体等監査結果報告における監査委員指摘、指導及び  
意見・要望に対する検討状況について

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、  
地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

**令和4年度財政援助団体等監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告	左記の内容に対する措置状況等
<p><b>第2 1. 豊島区体育協会グループについて（所管課：学習・スポーツ課）</b></p> <p><b>【1】指摘事項</b> <b>（1）金銭管理について</b></p> <p>豊島区体育協会グループは、「特定非営利活動法人豊島区体育協会会計処理規則」（以下「規則」という。）に基づき、会計処理を行っている。</p> <p>利用料金等指定管理業務に伴い収入した現金について、1日ごとに封入し、金庫に保管している。また、講座受講料等自主事業に伴い収入した現金は、講座ごとに封入しキャビネットに施錠のうえ保管している。指定管理分については1週間分をまとめ普通預金に入金しており、自主事業分については集金完了後、普通預金に入金している。釣銭は全体で22万円用意している。</p> <p>規則では、金庫内の手元現金保有額は10万円とし、超過分は速やかに取引金融機関の口座に入金する旨、規定されている。しかしながら、釣銭を常時22万円保有している時点、規則で定める額を超過している。</p> <p>また、現金を受領したときは、日々銀行に預け入れる旨、規定されているが、この点も規則に反した取扱いを行っている。</p> <p><b>【特定非営利活動法人豊島区体育協会会計処理規則】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第12条 現金を受領したときは、日々銀行に預け入れ、支出に当ててはならない。</p> <p>第14条 出納責任者は、日々の現金支払いに充てるため、必要最小限の手元現金を金庫内に保有することができる。</p> <p>2 金庫内の手元現金保有額は10万円とし、それ以上は速やかに取引金融機関の口座に入金する。ただし、止むを得ない事情により限度額を超えて保有する場合は、会計責任者の承認を得るものとする。</p> </div>	<p><b>第2 1. 豊島区体育協会グループについて（所管課：学習・スポーツ課）</b></p> <p><b>【1】指摘事項</b> <b>（1）金銭管理について</b></p> <p>手元現金保有額については、券売機準備金、プリペイド販売準備金、指定管理用小口現金など会計処理規則に沿っていない現状である。運営管理上、規則にある10万円を超える必要性があるため、規則の変更が必要である。</p> <p>このことから、豊島区体育協会理事会にて規則の金庫内手元現金保有額の改訂を要望し、指定管理部門の運営規則に合うよう条文項目を追加し限度額の増額改訂を行うところである。</p> <p>なお、会計処理規則の手元現金保有額を10万円から30万円に規則改正し、令和5年9月1日より施行している。</p> <p>現金受領した際の日々銀行入金の指摘事項を受け、体育館近隣郵便局へ新規口座開設手続きを行っているところである。なお、指定管理者運用上、インターネットバンキング開設も必要で現在、郵便局事務処理に時間を要している関係上、令和5年8月からの入金処理を予定しているところである。</p> <p>また、レジスターの活用については、現在プリペイドカード新規購入のみの使用となっている。追加事項として、自主事業料金、利用料収入、コピー使用料金などの金銭を一括管理するようにした。</p> <p>自主事業におかれる、指定管理業務に準じた会計処理について、令和5年1月より、日々の自主事業売上を当月分、翌月分に分け、それに準じた売上表を作成し、二重確認を含めた現金管理を行っているところである。</p> <p style="text-align: right;">（豊島区体育協会グループ）</p>

豊島区体育協会グループにおかれては、金庫内の手元現金保有額及び金融機関への入金について、規則を順守されたい。

また、指定管理分の現金は、日報を作成し会計ソフトにより入力を行っているが、自主事業の現金は、日報を作成することなく封筒に日付と金額を記載することで管理している。体育施設においては、自主事業を含めての収支を区に報告し、剰余金の配分を定めるものとされていることから、自主事業についても、指定管理業務に準じた会計処理を行われたい。さらに、新規のプリペイドカード販売時のみの活用となっているレジスターについて、一層の有効活用を図られるなど、日頃から適正な金銭管理を徹底されたい。

(豊島区体育協会グループ、学習・スポーツ課)

所管課等： 豊島区体育協会グループ、学習・スポーツ課

**令和4年度財政援助団体等監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告	左記の内容に対する措置状況等
<p>第2 1. 豊島区体育協会グループについて（所管課：学習・スポーツ課）</p> <p><b>【2】指導事項</b> （1）消防用設備について</p> <p>令和3年6月に行った消防用設備等点検において、消火ホースの経年劣化による不良結果が示された。耐圧性能試験又は更新を要するとされ、指定管理者において4年6月末改修予定として所轄消防署に届出を行った。</p> <p>しかしながら、消火ホースの交換について、4年3月に価格見積書を徴取しているものの、4年10月時点で未だ交換は行われていなかった。</p> <p>点検からすでに1年以上を経過していることに加え、2年6月に実施した点検においても同様の結果であったことを踏まえ、早急に措置されたい。</p> <p style="text-align: right;">（豊島区体育協会グループ）</p>	<p>第2 1. 豊島区体育協会グループについて（所管課：学習・スポーツ課）</p> <p><b>【2】指導事項</b> （1）消防用設備について</p> <p>消防用設備における消化ホース未交換に関する指導事項について、令和4年12月5日に行われた消防設備点検にて、経年劣化している消化ホースすべての交換を行ったところである。</p> <p style="text-align: right;">（豊島区体育協会グループ）</p>
	<p>所管課等： 豊島区体育協会グループ</p>

**令和4年度財政援助団体等監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告	左記の内容に対する措置状況等
<p>第2 1. 豊島区体育協会グループについて（所管課：学習・スポーツ課）</p> <p><b>【2】指導事項</b> （2）一般管理費について</p> <p>本社等の間接経費である一般管理費について、令和3年度年間の収支計画では指定管理料の約2%としているところ、同期間の収支実績では、指定管理料及び自主事業収入の合計額の約2.2%となっていた。</p> <p>一般管理費については、明確な区分が困難であり、また成果配分につながる収支差額の調整弁となるおそれがあることから、指針において計画段階で詳細な内訳や算出根拠を明記することとされており、算出根拠は真にやむを得ない事情がある場合を除き、計画時と実績時を同一にすべきと考える。</p> <p>指定管理者及び学習・スポーツ課は、改めて一般管理費の内容について精査されたい。</p> <p>（豊島区体育協会グループ、学習・スポーツ課）</p>	<p>第2 1. 豊島区体育協会グループについて（所管課：学習・スポーツ課）</p> <p><b>【2】指導事項</b> （2）一般管理費について</p> <p>指導事項を踏まえ、収支報告書については、一般管理費に要した内訳と算出根拠の実費分を明記した上で、あらためて区に再提出するところである。</p> <p style="text-align: right;">（豊島区体育協会グループ）</p> <p>現指定期間中の収支報告書については、一般管理費に要した実績額、その内訳と算出根拠を明記するよう、指定管理者に指導し、再提出（令和5年7月末日期限）を求めた。</p> <p>令和5年7月28日に提出された算出根拠資料と収支報告書にて、一般管理費に要した実績額の内訳を点検し、金額に相違がないことを確認した。</p> <p>修正後の収支報告書については、各年度の事業報告書に追加資料としてファイリングした。</p> <p style="text-align: right;">（学習・スポーツ課）</p>
	<p>所管課等： 豊島区体育協会グループ、学習・スポーツ課</p>

**令和4年度財政援助団体等監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告	左記の内容に対する措置状況等
<p>第2 2. 日本テニス事業協会共同企業体について（所管課：学習・スポーツ課）</p> <p><b>【1】指摘事項</b> （1）会計処理について</p> <p>「日本テニス事業協会共同企業体における経理業務について（規定）」、（以下「規定」という。）では、事業所単位で複式簿記にて経理すること及び発生主義による経理処理をすることが規定されている。</p> <p>【日本テニス事業協会共同企業体における経理業務について（規定）】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1) 基本事項</p> <p>A) 期間は行政の年度とする</p> <p>B) 事業所単位で<b>複式簿記にて経理</b>する</p> <p>C) <b>発生主義による経理処理</b>をする</p> <p>D) 経費および収入は独立した口座で管理する</p> </div> <p>本監査で確認したところ、経理処理は出納の日計表の作成と領収書等の集計のみで、複式簿記による記帳は行われていなかった。また、諸謝金、事業運営費など一部は発生主義としているが、他は現金主義で処理されていた。なお、本監査において、日計表及び収支報告の入力漏れが判明したが、これらは、会計処理の混在にも一因があると考ええる。</p> <p>日本テニス事業協会共同企業体におかれては、規定に基づいた適正な会計処理を徹底されたい。</p> <p style="text-align: center;">（日本テニス事業協会共同企業体）</p>	<p>第2 2. 日本テニス事業協会共同企業体について（所管課：学習・スポーツ課）</p> <p><b>【1】指摘事項</b> （1）会計処理について</p> <p>【日本テニス事業協会共同企業体における経理業務について（規定）】に基づき、税務税理士事務所にて経理処理を委任して複式簿記にて経理を行い、監査指摘後、速やかに発生主義による経理処理を行う体制に改めた。</p> <p>また、日計表及び収支報告については税務税理士事務所と日本テニス事業協会共同企業体会計責任者とのダブルチェックを行い、適切に会計処理を行う。</p> <p style="text-align: center;">（日本テニス事業協会共同企業体）</p>
	<p>所管課等： 日本テニス事業協会共同企業体、学習・スポーツ課</p>

**令和4年度財政援助団体等監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告	左記の内容に対する措置状況等
<p><b>第2 2. 日本テニス事業協会共同企業体について（所管課：学習・スポーツ課）</b></p> <p><b>【2】意見・要望</b> （1）バリアフリーについて</p> <p>三芳グラウンド屋外に設置されている多目的トイレについて、扉が重く、開閉することが困難な状態であった。障害者や高齢者が利用するうえで支障があるものとする。</p> <p>限られた予算の中で施設改修の優先度を検討する必要はあるが、障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが安全・快適に利用できる施設を目指すことは、施設の利用者層の拡大にもつながると考えられる。学習・スポーツ課及び指定管理者において協議のうえ、極力早期に対応されたい。また、その他の設備についてもバリアフリー化の検討をされたい。</p> <p>（日本テニス事業協会共同企業体、学習・スポーツ課）</p>	<p><b>第2 2. 日本テニス事業協会共同企業体について（所管課：学習・スポーツ課）</b></p> <p><b>【2】意見・要望</b> （1）バリアフリーについて</p> <p>本要望事項の屋外多目的トイレのバリアフリー化については、令和5年度予算の範囲内で早期に対応できるよう、対応の可否及び施工範囲等を含め、現在事業者を確認している。</p> <p>また、その他設備のバリアフリー化については、大規模改修の時機等を見極めながら、引き続き検討していく。</p> <p>（日本テニス事業協会共同企業体、学習・スポーツ課）</p>
	<p>所管課等： 日本テニス事業協会共同企業体、学習・スポーツ課</p>



**令和4年度財政援助団体等監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告	左記の内容に対する措置状況等
<p><b>第2 3. サイカパーキング株式会社について（所管課：土木管理課）</b></p> <p><b>【2】指導事項</b> <b>（1）開場時間について</b></p> <p>巢鴨地区、目白地区とも、豊島区立自転車駐車場条例（以下「条例」という。）に定める開場時間を変更し、運営している。条例において、「指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て、駐車場の開場時間を変更し、又は開場時間を超えて開場することができる。」と規定しており、ほとんどの施設で開場時間の延長が行われている現状は、利用者サービスの向上に資するものと評価する。</p> <p>しかしながら、条例はあくまで指定管理者の発意により、区長の承認を前提として開場時間の変更を可能とする趣旨であるところ、指定管理者の選定に先立ち区が公表した公募要項では、条例上の開設時間である午前6時から午後12時を、最寄り駅の始発、及び終電を踏まえた時間により提案するよう義務付けており、手続き面では、条例の趣旨に反する取り扱いを行っていた。</p> <p>上記の例では、現行午前4時から午前1時30分までを開設時間として運用されているが、条例でこれと同一の開設時間を設定している施設もある。開設時間について、条例の規定と実際の運用に齟齬が生じないように、改めて整理されたい。</p> <p>（サイカパーキング株式会社、土木管理課）</p>	<p><b>第2 3 サイカパーキング株式会社について（所管課：土木管理課）</b></p> <p><b>【2】指導事項</b> <b>（1）開場時間について</b></p> <p>従来は指定管理者の公募段階で公表する公募要項において開場時間を明示し、開場時間を延長する運用を続けてきた。</p> <p>ご指摘のとおり、条例上、開場時間の変更及び延長については、あらかじめ区長の承認を得ることとされていることから、今後は各年度ごとに開場時間変更及び延長に関する承認申請を指定管理者から徴取し、個別に承認する方法に変更する。</p> <p>新規の公募要項においても、開設時間にかかる提案の文言も削除している。</p> <p>また、各駐車場の開設時間と運用の整合性について、個別に精査を行い、齟齬が生じないように整理を行う。</p>
	<p>所管課等： サイカパーキング株式会社、土木管理課</p>

**令和4年度財政援助団体等監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告	左記の内容に対する措置状況等
<p><b>第2 3. サイカパーキング株式会社について（所管課：土木管理課）</b></p> <p><b>【2】指導事項</b> <b>（2）保全物品整理簿について</b></p> <p>目白駅東・目白駅西・巣鴨駅北・巣鴨駅南・駒込駅北・西巣鴨駅自転車駐車場の6施設について保全物品整理簿の提示があり確認したところ、保全物品整理簿の内容は更新されておらず、「物品現在高調書兼物品引渡書」の内容とも相違があった。指定管理者においては公募時に区から受領したものを「保存」するものと誤認していた。「無償貸与における物品取扱要領」第5条において、指定管理者は、保全物品について保全物品整理簿（第1号様式）を備え、常に数量、使用場所、使用状況等の把握に努めなければならない旨規定されているところ、受領した帳票を「保存」するものと誤認していた。</p> <p><b>【無償貸付における物品取扱要領】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第5条 乙又は丙は、保全物品について<b>保全物品整理簿（第1号様式）を備え、常に数量、使用場所、使用状況等の把握に努めなければならない。</b>また乙又は丙固有の物品との区分を明確にするため、シールその他の方法で表示しなければならない。</p> </div> <p>サイカパーキング株式会社は、今後、保全物品整理簿を更新し、常時数量等の把握に努められたい。</p> <p>土木管理課は、今後、指定管理者が保全物品整理簿の管理を適切に行っているか定期的に確認されたい。</p> <p style="text-align: center;">（サイカパーキング株式会社、土木管理課）</p>	<p><b>第2 3. サイカパーキング株式会社について（所管課：土木管理課）</b></p> <p><b>【2】指導事項</b> <b>（2）保全物品整理簿について</b></p> <p>令和4年度の事業報告を徴する中で、ご指摘の矛盾点については個別に調査を行い、数量等を適正に把握し、必要な修正を行った。</p> <p>その結果、「保全物品整理簿」の更新は終了し、「物品現在高調書兼物品引渡書」との相違も解消している。</p>
	所管課等： サイカパーキング株式会社、土木管理課

**令和4年度財政援助団体等監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告	左記の内容に対する措置状況等
<p>第2 4. かたばみ・鹿島建物共同事業体について（所管課：公園緑地課）</p> <p><b>【2】指導事項</b> （1）公租公課の計上について</p> <p>提出された収支報告書を確認したところ、消費税の計上が人件費の10%となっていた。</p> <p>昨年度の本監査での意見を踏まえ、令和4年4月に行政経営課が発出した、「令和3年度指定管理施設の収支報告について（通知）」における消費税の計上方法では、「売上に係る消費税」から「販売管理経費に係る消費税」を差し引いた金額を公租公課に計上するとの内容に反する。</p> <p>公園緑地課及びかたばみ・鹿島建物共同事業体におかれては、通知に沿った適正な計上がなされるよう徹底されたい。</p> <p>（かたばみ・鹿島建物共同事業体、公園緑地課）</p>	<p>第2 4. かたばみ・鹿島建物共同事業体について（所管課：公園緑地課）</p> <p><b>【2】指導事項</b> （1）公租公課の計上について</p> <p>令和3年度及び4年度の収支報告において、指摘事項について指導どおり、通知に沿った適正な公租公課の計上に修正して報告。是正を行った。引き続き、適正に計上するよう徹底していく。</p>
	<p>所管課等： かたばみ・鹿島建物共同事業体、公園緑地課</p>

**令和 4 年度財政援助団体等監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告	左記の内容に対する措置状況等
<p>第 2 4. かたばみ・鹿島建物共同事業体について（所管課：公園緑地課）</p> <p><b>【2】指導事項</b> （2）修繕費の費用負担について</p> <p>「豊島区立目白庭園管理業務基本協定書」第 17 条第 1 項において修繕費の費用負担について規定されている。</p> <p>修繕費の負担区分に関する金額の基準を確認したところ、本文では「1 件 50 万円を超え、かつ 130 万円未満の修繕を行う場合において、」とあるが、表の中では「50 万円を超え、かつ 130 万円以下」と表記されており、「130 万円未満」、「130 万円以下」の基準が混在し、統一されていなかった。</p> <p>公園緑地課及びかたばみ・鹿島建物共同事業体は、修繕費の負担区分に関する金額の基準を統一すべく、基本協定を修正されたい。</p> <p>（かたばみ・鹿島建物共同事業体、公園緑地課）</p>	<p>第 2 4. かたばみ・鹿島建物共同事業体について（所管課：公園緑地課）</p> <p><b>【2】指導事項</b> （2）修繕費の費用負担について</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日付で、「豊島区立目白庭園管理業務基本協定変更協定書」を区と指定管理者で締結し、現協定の第 17 条第 1 項における修繕費の負担区分に関する金額の基準を、「50 万円を超え、かつ 130 万円以下の修繕を行う場合において、」と変更し、基準の統一を図った。</p>
	<p>所管課等： かたばみ・鹿島建物共同事業体、公園緑地課</p>

**令和4年度財政援助団体等監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告	左記の内容に対する措置状況等
<p>第2 4. かたばみ・鹿島建物共同事業体について（所管課：公園緑地課）</p> <p><b>【3】意見・要望</b>  <b>（1）施設修繕について</b></p> <p>令和2年8月に行った池ろ過・循環器の点検・調整・修理において、ろ過装置本体が錆により、劣化しており、ピンホールなどによる水漏れが懸念されるという指摘を受けた。</p> <p>重要度「高（施設全体及び多数の利用者に対し、重大な影響を及ぼすもので早急に実施するもの）」として点検において指摘されたため、指定管理者は調査を行い、3年度以降、何度か見積を行い所管課と協議・検討を重ねており、4年度に入り最終の見積書が区に提出されたところである。しかしながら、監査時点では所管課において検討段階のままであった。</p> <p>現時点において安全面に著しい支障があるとまではいえないが、指摘を受けてから2年を経過し、修繕を行わず、ろ過装置にピンホールが空いた場合、修繕のために池の水を緊急で抜く必要があり、修繕が大規模になり日数がかかるおそれがある。公園緑地課においては、計画性をもって修繕を行うように検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（公園緑地課）</p>	<p>第2 4. かたばみ・鹿島建物共同事業体について（所管課：公園緑地課）</p> <p><b>【2】指導事項</b>  <b>（1）施設修繕について</b></p> <p>令和5年3月に、池ろ過本体の錆除去、内部補強、FRP樹脂等による腐食修繕を実施した。</p> <p>さらに指定管理者の判断で、令和5年4月に池ろ過本体内部に防水塗装を施し、更に防水効果を高めた。</p>
	<p>所管課等： 公園緑地課</p>

**令和 4 年度財政援助団体等監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告	左記の内容に対する措置状況等
<p><b>第 2 5. 総括意見</b></p> <p>(1) 指定管理者制度導入施設における区の重要政策の推進について</p> <p>区では、市内のみならず区民や関係団体等とともに「国際アート・カルチャー都市」、「SDGs 未来都市」の実現をめざしており、「セーフコミュニティ国際認証都市」としても内外にその取組が注目されている。</p> <p>また本年度は、区制施行 90 周年として様々な取組が行われた。</p> <p>こうした重要政策を推進するうえで、区民利用に供する公の施設が果たす役割は大きいと考えられるが、本監査において各施設に状況を確認したところ、直営施設に比べその取組が低調な印象を受けた。指定期間が 5 年ないし 10 年と定められている関係で、区の重要政策の策定・施行と、募集時の提案やその後の基本協定の締結に時間的乖離があることが理由と考えられるが、区の施設でありながら、運営主体によって重要政策への取組に差異がある状況は回避すべきと考える。</p> <p>昨年度の本監査報告書の中で、公募時に区の重要政策に係る提案を求めることについて意見を申し述べたところであるが、民間事業者ならではの独創的な発想により、区の重要政策が推進できることが期待されるため、各所管課は、指定期間の満了や更新を待つことなく、指定管理者と協議し、指定管理者の理解と同意のもとで、各年度の事業計画に反映できるよう検討されたい。</p> <p>行政経営課は、この点改めて周知されたい。</p> <p>(学習・スポーツ課、土木管理課、公園緑地課、行政経営課)</p>	<p><b>第 2 5. 総括意見</b></p> <p>(1) 指定管理者制度導入施設における区の重要政策の推進について</p> <p>指定管理者制度を導入する施設については、「豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」第 4 条の規定に照らし総合的に審査し、選定している。</p> <p>——以下、条文の抜粋——</p> <p>(指定管理者の候補者の選定基準)</p> <p>第 4 条 区長等は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)として選定するものとする。</p> <p>(1) 施設の利用者の平等な利用が確保されること。</p> <p>(2) 事業計画書に基づく事業計画が施設の効用を最大限に発揮するものであること。</p> <p>(3) 事業計画書及び収支計画書の内容が施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減を図りうるものであること。</p> <p>(4) 当該団体が施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。</p> <p>(5) その他区長等が別に定める事項</p> <p>_____</p> <p>区の重要施策については、昨年度末に公募要項例に「SDGs 未来都市の実現等の区の基本政策と施設との関連性」、「専門性や経営ノウハウ等を有する応募事業者に対し、所管課として期待すること」を記載するよう改定した。</p> <p>令和 5 年度に実施する選定においては、審査項目に所管課が推進する重要施策に関する提案を加えるなど、適切に対応している。</p> <p>指定期間内の施設については、年度末に実施する説明会で所管課に改めて、区の重要施策について実施計画書に盛り込むよう周知する。</p> <p>所管課等: 学習・スポーツ課、土木管理課、公園緑地課、行政経営課</p>

**令和 4 年度財政援助団体等監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告	左記の内容に対する措置状況等
<p><b>第 2 5. 総括意見</b></p> <p><b>(2) 経理規定について</b></p> <p>指定管理者から提出された収支計画書及び収支報告書について、所管課は適正な会計処理や事業執行が行われているか、十分に確認を行う必要がある。しかしながら、現状会計処理が指定管理者ごとに異なっており、所管課が帳票の詳細を確認するためには、担当職員には企業会計や公益法人会計等広範囲にわたっての会計知識が必要となる。各団体においても、指定管理者としてどのような会計処理を行うべきか、苦慮されているものと推察する。</p> <p>については、指定管理者が区への収支報告を適正に行うことができるよう、また、所管課がその内容を確認することが容易となるよう、行政経営課におかれては、発生主義による処理、複式簿記による記帳など、指定管理業務における区の統一的な基準を設けられたい。</p> <p>(学習・スポーツ課、土木管理課、公園緑地課、行政経営課)</p>	<p><b>第 2 5. 総括意見</b></p> <p><b>(2) 経理規定について</b></p> <p>会計処理は、原則、指定管理者の定める各会計処理規定に基づき、処理するものであると考えている。</p> <p>指定管理者制度を安定的に運用するためには、適正な会計処理や事業執行が行われているか、所管課において十分に確認する必要があるが、指摘の通り、担当職員の会計知識が十分にあるとは言えない状況にある。</p> <p>平成 26 年度には、担当職員の会計知識の習得を目的として「複式簿記入門研修」を実施した。本研修は、複式簿記の仕組みを理解し、企業等の財務諸表の収益性や安全性を判断するための基礎知識を習得することを目的としており、区外郭団体所管課と指定管理者施設所管課の実務担当者を対象とした。</p> <p>研修の実施から数年経過していることから、今後、同様の研修の実施を行う予定である。実施時期としては令和 5 年度中に実施を行う方向で検討を進めている。</p>
	<p>所管課等: 学習・スポーツ課、土木管理課、公園緑地課、行政経営課</p>

**令和 4 年度財政援助団体等監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告	左記の内容に対する措置状況等
<p><b>第 2 5. 総括意見</b></p> <p><b>(3) 基本協定について</b></p> <p>区と指定管理者が締結した基本協定には協議条項が設けられており、基本協定に定めのない事項等については、両者で協議し、決定することとされている。指針及び基本協定全体に関わる法令等の改定により、基本協定の内容に齟齬が生じる場合は、指定期間中であっても、区と指定管理者が協議し、改定された指針等の定めに基づいて基本協定を変更する必要があるといえる。</p> <p>今回の監査で、令和 3 年 4 月 1 日に「豊島区庁舎等の防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」が改正され画像保管が原則 7 日以内から 7 日以上 30 日以内に変更となっているにもかかわらずこれに伴う変更が行われていないものがあった。</p> <p>所管課においては、基本協定が指針等の定めに沿うよう留意されたい。</p> <p>行政経営課は、各施設共通の事項等で基本協定の内容に変更が必要となる場合は、所管課に周知するとともに、その反映結果についても確認されたい。</p> <p>(学習・スポーツ課、土木管理課、公園緑地課、行政経営課)</p>	<p><b>第 2 5. 総括意見</b></p> <p><b>(3) 基本協定について</b></p> <p>令和 4 年度末に指定管理施設の所管課への説明会を行い、防犯カメラの設置についての規定を再度周知した。</p> <p>規定の変更にあたり、全施設と基本協定変更協定書を締結するよう周知し、全施設において変更協定書が締結されていることを確認している。</p> <p>今後も全施設に係る規定の変更があった場合には、適切な周知と変更協定書の確認を実施していく。</p>
	<p>所管課等： 学習・スポーツ課、土木管理課、公園緑地課、行政経営課</p>



**令和4年度財政援助団体等監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告	左記の内容に対する措置状況等
<p><b>第2 5. 総括意見</b></p> <p><b>(4) 自主事業に係る収支について</b></p> <p>指定管理業務に係る収支計画書の標準様式では、支出区分の直接費用にあたるものについて、「人件費」「施設運営費」「事業費」「その他」の4項目とその細節が設けられ、それぞれ記載する形となっている。</p> <p>一方、自主事業に係る収支計画書の標準様式で掲載されている項目は、「人件費」「事務費」「使用料」「その他」と指定管理業務と微妙に異なり、細節も設けられていない。</p> <p>指定管理業務では直接雇用職員の給料等は人件費に、外部講師の謝礼は事業費に計上すべきところ、自主事業に係る人件費について、給料等が計上されず、諸謝金が計上される事例があった。</p> <p>指定管理業務に係る施設職員が自主事業にも従事する場合や、光熱水費など指定管理業務と自主事業双方に共通して生じるものがあり、両者の費用は適切に按分しなければならない。指定管理業務と自主事業の収支計画書の様式が異なると、これらの共通費用が不明確となる。</p> <p>については、施設使用料など一部カスタマイズするものはあるが、原則として自主事業の収支計画書においても指定管理業務と同様の様式を使用することで経費の見える化を図り、人件費等の共通経費を適切に処理されたい。</p> <p>(各指定管理者、学習・スポーツ課、土木管理課、公園緑地課、行政経営課)</p>	<p><b>第2 5. 総括意見</b></p> <p><b>(4) 自主事業に係る収支について</b></p> <p>指摘を受け、令和5年度より、自主事業の様式を指定管理業務に係る収支計画の標準様式に合わせたものに変更した。</p>
	<p>所管課等: 各指定管理者、学習・スポーツ課、土木管理課、公園緑地課、行政経営課</p>

**令和4年度財政援助団体等監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告	左記の内容に対する措置状況等
<p><b>第2 5. 総括意見</b></p> <p><b>(5) 個人情報の保護と情報セキュリティ対策について</b></p> <p><b>①個人情報の管理について</b></p> <p>基本協定において、指定管理者は、「個人情報保護に関する特記事項」(以下「特記事項」という。)に基づき個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることとされている。</p> <p>指針において、特記事項の例が掲載されているが、これはあくまで一例であり、収集・保管する個人情報などの具体的内容は施設の態様等を踏まえ規定すべきものである。しかしながら、特記事項の例をそのまま記載することで、家族構成や健康状態など当該施設では不必要と思われる個人情報を収集・保管することを可能としているものや、特記事項に規定することなく、障害の状況など、要配慮個人情報を収集・保管しているものが多くみられた。中には、記入上の注意など、協定として不適当なものまで例のまま記載したものがあった。</p> <p>各所管課は、個人情報の重要性を再認識し、基本協定の一部変更又は年度協定において、取り扱う個人情報について改めて精査されたい。</p> <p>なお、改正個人情報保護法が令和5年4月1日より施行されることに伴い、個人情報保護条例において、これまで、指定管理者が取り扱う個人情報は、原則、区の保有個人情報として位置づけられていたが、区に提出されたものを除き、指定管理者の保有個人情報となる。</p> <p>各所管課においては、個人情報についてより一層適正な管理を図られるよう、指定管理者に対し十分な周知・助言を徹底されたい。</p> <p>(学習・スポーツ課、土木管理課、公園緑地課)</p>	<p><b>第2 5. 総括意見</b></p> <p><b>(5) 個人情報の保護と情報セキュリティ対策について</b></p> <p><b>①個人情報の管理について</b></p> <p>本意見を踏まえ、基本協定の改定内容を精査し、全体育施設において、指定管理者と基本協定を再締結した。</p> <p>また、体育施設連絡会議等において、個人情報の適正な管理について、あらためて指定管理者に周知・指導を行った。</p> <p style="text-align: right;">(学習・スポーツ課)</p> <p>令和5年4月1日付け、基本協定の変更協定を締結する中で、個人情報の特記事項も最新のものに差し替え、個人情報の一層の適正管理を推進している。</p> <p style="text-align: right;">(土木管理課)</p> <p>基本協定書について年度当初に個人情報の特記事項を最新のものに差し替え、個人情報を適正に管理するよう指定管理者に対し周知した。</p> <p>今後も南長崎スポーツ公園管理運営協議会などを通じて個人情報の適正な管理の重要性について周知していく。</p> <p style="text-align: right;">(公園緑地課)</p>
	<p>所管課等: 学習・スポーツ課、土木管理課、公園緑地課</p>

**令和4年度財政援助団体等監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告	左記の内容に対する措置状況等
<p><b>第2 5. 総括意見</b></p> <p>(5) 個人情報の保護と情報セキュリティ対策について</p> <p>②情報セキュリティポリシーについて</p> <p>指定管理者が保有する個人情報の紛失、漏洩などの重大事故を未然に防止すべきことはいうまでもなく、指定管理者にも区と同様に厳格な情報セキュリティ対策が必要である。</p> <p>しかしながら、本区の情報セキュリティポリシーでは、業務委託については、契約書に取り組むべき内容を明記するよう定めているものの、指定管理者については何ら言及がなく、各団体に取扱いを委ねている現状にある。</p> <p>行政経営課においては、情報管理課と協議のうえ、指定管理者に係る情報セキュリティポリシーを定め、情報の取扱いに対する区としての統一した方針を指定管理者に明示できるよう検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>	<p><b>第2 5. 総括意見</b></p> <p>(5) 個人情報の保護と情報セキュリティ対策について</p> <p>②情報セキュリティポリシーについて</p> <p>指定管理者の基本協定には、個人情報の保護に関する条文があり、業務委託契約と同様の「個人情報 特記事項」を別添として付けている。今回の個人情報保護法の改定に伴い、運用指針改定を行い、「個人情報 特記事項」も合わせて改定した。</p> <p>情報セキュリティ対策については、「個人情報特記事項」第5条で、各所管で「情報セキュリティ要件」を提示することとしている。</p> <p>——以下、条文の抜粋——</p> <p>(セキュリティ対策の整備義務等)</p> <p>第5条 乙は、管理業務の処理に当たっては、甲から提示された情報セキュリティ要件を遵守しなければならない。</p> <p>2 乙は、取り扱う個人情報の安全確保を図るための管理体制を整備しなければならない。特に、管理業務を電子計算機により処理する場合は、不正アクセスやコンピュータウイルス等による個人情報の盗用、破壊、漏えい、改ざん等に対する防御対策を講じなければならない。</p> <p>情報セキュリティポリシーについて、情報管理課及び区民相談課と協議したところ、本区の情報セキュリティポリシーは庁外秘であり、施設ごとに管理する情報が異なることから、第5条の「情報セキュリティ要件」は各所管課の管理する「情報セキュリティ実施手順」より抜粋して提示することが望ましいとの見解を得た。情報セキュリティ要件について提示していない所管課については、追って上記のとおり提示するよう周知する。</p>
	<p>所管課等： 行政経営課</p>

**令和 4 年度財政援助団体等監査結果報告における  
監査委員指摘、指導及び意見・要望に対する措置状況等報告書**

監査結果報告	左記の内容に対する措置状況等
<p><b>第 2 5. 総括意見</b></p> <p><b>(6) 情報共有の機会の確保について</b></p> <p>本監査を実施する中で例年同様の不適切な事務処理がみられる。発生した事例やその後の対応など過去の事例が継承されておらず、担当者の異動等に伴い同様の事例が再発しているものと推察する。また、他の指定管理者導入施設に関する事例が共有されておらず、各所管課においては他施設の事例を他山の石として活用する意識が欠如しているものと考ええる。</p> <p>行政経営課においては、各施設で生じた様々な問題点を集約したうえで、定期的に情報共有の場を設け、統一的な基準など指針の周知徹底とともに、不適切な事務処理の再発防止を図られたい。なお、単なる情報伝達にとどまらず、各施設が抱える課題などをともに考え、意見交換を行う機会とするよう留意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>	<p><b>第 2 5. 総括意見</b></p> <p><b>(6) 情報共有の機会の確保について</b></p> <p>令和 4 年度末に指定管理所管課担当者を対象に説明会を行い、これまでの監査における主な指摘事項及びその対応について、情報共有し、意見交換の場を設けた。</p> <p>今後も、たとえ別の施設であっても同様の指摘を受けることのないよう、情報共有を図っていく。</p>
	<p>所管課等: 行政経営課</p>